

# ファジアーノ岡山 サッカー試合運営管理規程

## 第 1 条（規程の対象）

株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ（以下「クラブ名」という。）により制定される「株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ サッカー試合運営管理規程」（以下「本規程」という。）の目的は、Jリーグ戦、リーグカップ戦等当クラブが主管する全ての試合の円滑で安全な運営を確保することにある。本規程を、ファジアーノ岡山の管理下にあるスタジアムおよびその他関連施設に入場しようし、または入場した全ての者は遵守しなければならない。

## 第 2 条（定義）

以下の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主管試合／主管者が主管する全ての試合をいう。
- (2) 施設等／主管試合が行われるスタジアム等その他の施設をいい、スタジアムの内外を問わず、主管者の管理権が及ぶ範囲全てをいう。
- (3) 観客等／施設等に存在する全ての者をいう。
- (4) 運営責任者／主管試合の運営の責任を負う主管者の責任者をいう（Jリーグにおいてはフットボール本部・本部長、Jクラブにおいては実行委員がこれにあたる）。
- (5) 運営担当等／運営責任者の任命を受け、主管試合における安全確保のため業務に従事する運営担当及びセキュリティ担当をいう。
- (6) 警備従事員主管／試合における安全確保のため、運営責任者が任命した者をいう。

## 第 3 条（持ち込み禁止物）

観客等は、主催者または主管者が特に必要と認めた場合を除き、以下の各号に掲げる物を施設等に持ち込むことはできない。

- (1) 花火、爆竹、発煙筒、煙玉、銃刀類・毒劇物等法令に抵触する物、殺虫剤、ドライアイス、エアガン・バネ式鉄砲、ガスホーン、ビン・カン類、ドローン、調理器具、レーザービーム、ペット（盲導犬、聴導犬を除く）、701mlを超える容量のペットボトル
- (2) 以下に該当すると主催者または主管者が判断した掲示板、立て看板、横断幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物その他これに類する一切の物
  - ①政治的、思想的、宗教的主義、主張または觀念を表示し、または連想させるもの
  - ②差別的、侮辱的な内容、表現を含むもの
  - ③選手やチームを応援または鼓舞する目的が認められないもの
  - ④その他社会通念上不適切な内容と認められるもの
- (3) 特定の会社または営利企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示した物（特定の会社、製品等を連想させる物を含むがこれに限られない）
- (4) 前各号に定めるものの他、主催者または主管者が事前に持ち込み禁止を明示した物
- (5) その他運営担当等または警備従事員が持ち込みを禁止した一切の物（運営担当等または

警備従事員が面前で持ち込みを禁止した物を含む)

#### 第4条(禁止行為)

観客等は、主催者または主管者が特に必要と認めた場合を除き、施設等において以下の各号に掲げる行為（運営担当等または警備従事員が面前で以下の各号に該当する旨を明示した行為を含むがこれに限られない）をしてはならない。

- (1) フィールドへの物品投げ込み、フィールドへの飛び降り
- (2) 正当なチケット又は通行証を所持せずスタジアム内に入場する行為、または入場禁止となっているにも関わらず入場する行為。
- (3) 抗議集会、デモ等試合の円滑な運営を阻害するおそれのある行為
- (4) アルコール、薬物その他物質の影響により正常な判断ができないおそれのある酩酊状態で施設等に入場する、または施設等において酩酊状態となり、試合運営または他人の行為等を阻害する行為
- (5) 勧誘、演説、集会、布教等観戦する以外の行為
- (6) 所定の場所以外に車両または自転車を乗り入れ、もしくは所定の場所以外において駐車または駐輪する行為
- (7) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為
- (8) 所定の場所以外にゴミその他汚物を廃棄する行為
- (9) 私的目的以外で、試合（本条においては試合前後に行われる練習、式典等を含む）及び観客等の写真撮影または動画撮影
- (10) 私的目的以外で、前号で撮影した写真または動画を複製する行為
- (11) 試合の音声または映像の全部または一部を、インターネットその他メディアを通じて配信する行為
- (12) 人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治または出自等に関する差別的あるいは侮辱的その他社会通念上不適切な発言または行為
- (13) 正当な理由なく、運営担当等を呼び出し、観戦ルール等の説明を求める行為
- (14) 暴力、設備・備品等の破壊、他人の物の窃取その他法令に抵触する行為
- (15) 笛、ホイッスル等の使用
- (16) 掲出不可のエリアに横断幕を掲載したり、相手クラブの横断幕を無断で外したり、破損させる行為。
- (17) 前各号に定めるもの他、主催者または主管者が事前に禁止を明示した行為
- (18) その他主催者または主管者が禁止する一切の行為（運営担当等または警備従事員が面前で禁止と明示した行為も含む）
- (19) 運営・進行妨害（集団での抗議活動、バス止め行為、他人に迷惑または危険を及ぼす行為、係員の指示に従わない等）
- (20) 紙吹雪、紙テープ等の使用
- (21) ビジターサポーターはビジター自由席エリア、スタンド観戦席以外での鳴物および旗を

## 使っての応援は禁止

- (22) 応援クラブのユニフォームおよびグッズ（ウェア・タオルマフラー等）は応援クラブエリア以外での着用および使用は禁止（ミックスエリアでの着用および使用は可能）
- (23) ロープ、紐、テープ等を使用してのクラブが過剰と判断した席取り
- (24) 21時以降の打楽器及びトランペット等の鳴り物の使用（試合時刻により、前後する場合があります）※スタジアム外では禁止
- (25) スタジアムその他関連施設でのガムテープの使用
- (26) スタジアム内（コンコース、スタンド、芝生席）でのボールの使用
- (27) 傘を広げての応援、観戦
- (28) 泊り込みでの入場待ち
- (29) 差別的、侮辱的、公序良俗に反するなど、クラブがスタジアムにふさわしくないと判断する横断幕、垂れ幕の掲出
- (30) 覆面等で行為者が特定できないよう顔を隠すこと
- (31) チケット、通行証等の提示を求められた時に提示を拒否すること
- (32) スタジアムの内外を問わず、火気を使用すること
- (33) スタジアムの内外を問わず、クラブから承認を得ていないビラやポスター等を来場者に配布すること
- (34) 座席に立っての応援、観戦
- (35) フェンス、手すりに足をかけたり、身を乗り出しての観戦・応援
- (36) 入場待ち列への不正割り込み
- (37) 大旗等で広告物の露出を妨げる行為
- (38) 相手選手や審判への罵声、中傷
- (39) 場内で秩序を乱す行為

## 第 5 条（遵守規程）

観客等は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) チケット、通行証等の提示を求められたときは、これを提示すること。
- (2) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査に協力すること。
- (3) 警備従事員および治安当局の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (4) その他主催者または主管者が求める一切の事項。

## 第 6 条（反社会的勢力の排除）

主管者は、以下の各号に該当する者に対し、次条に基づき入場を拒否することができる。

暴力団またはこれに類する反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）に所属する者（以下「暴力団員等」という）

- (1) 暴力団員等でなくなった時から5年を経過しない者
- (2) 自己または第三者の利益を図る目的等で暴力団等または暴力団員等を利用している者
- (3) 暴力団等または暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、暴力団等の維持、運営に関与をしている者
- (4) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) その他入場を拒否する相当の理由があると主催者または主管者が判断した者

#### 第 7 条（入場拒否、退場命令、物の没収）

(1) 主管者は、第3条から第5条に違反した者または前条に該当する者の入場を拒否し、施設等からの退場を命じ、および第3条各号に掲げる物の没収等必要な措置をとることができる。

(2) 主管者は、前項に該当する者に対し、主管者が被った損害の賠償を請求することができる。